

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	296 介護・訓練等給付費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害福祉費
		細目	199	障害者自立支援給付事業
		細々目	51	介護・訓練等給付費
担当部署	コード 130200 名称 障がい福祉課	担当者 氏名 中出光美	連絡先 22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人や児童で障害者自立支援法によるサービスの給付を希望する者 ※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や児童が、介護・訓練等の必要な障がい福祉サービスを受けることにより、地域で自立した生活が可能となる。また、家族の介護負担の軽減を図ることができる。
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法
開始年度	平成 18 年度
終了年度	平成 22 年度
関連事業	地域生活支援事業給付費・自立支援医療給付費・補装具給付費
H22 事業 内容	障害者自立支援法第29条から第33条までの規定に基づく障がい福祉サービスに係る介護・訓練(居宅介護、生活介護、療養介護、児童デイ、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援など)等の給付をおこなった。 平成22年度支払額 996,061,910円(介護・訓練等給付費961,490,617円、通所サービス利用促進給付費19,187,542円他)
社会情勢 の変化等	障害者自立支援法施行後、数度にわたり、利用者の負担上限月額などの改正が行われている。また、平成25年8月には現在の障害者自立支援法が廃案となり新たな法律が制定される。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
延支給決定者数		人	目標 6,200	目標 6,400	6,400	6,400
			実績 6,240	実績 6,403		
サービス延実利用者数		人	目標 5,270	目標 5,440	5,760	5,760
			実績 5,232	実績 5,513		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
利用率		実利用者数/支給決定者数×100	%	目標 85	目標 85	90	90
				実績 83.8	実績 86		
				目標	目標		
				実績	実績		

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		875,946	999,391	877,513	877,513
Aの 財源 内訳	国庫支出金				
	県支出金	614,585	767,882	656,569	656,569
	地方債				
	その他	57,120	625		
	一般財源	204,241	230,884	220,944	220,944
	事業投入人件費(B)	4.0人	28,800	4.0人	28,800
	フルコスト(A)+(B)	904,746	1,028,191	906,313	906,313

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)	
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	障害者自立支援法に基づき行なう事業である。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
有効性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
達成度	当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。		【計画に遅れが生じている場合、改善策】 申請の際に、本当に必要なサービスであるかの確認を行なう。
	予算の繰越の有無 無		
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		【事業名】 受益者負担を求めることができる事業である。 全体コストにおける負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	
昨年度 の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 由美
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 障害者自立支援法の規定により実施する事業であり、障がいのある人や児童が地域の中で自立した生活を送るためには必要な事業であるため、今後も現状のまま継続する。
現時点における課題、その他	サービスの支給決定の際には、真に必要なサービス支給量を支給決定する必要がある。 サービスの支給決定を行なっても、実際そのサービスを提供する事業所が不足しているため、必要なサービスを受けられない場合がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	真に必要なサービス支給量を決定するために、受給者証の更新の際には本人及びその家族から十分な聞き取りを行なうとともに、過去の利用状況なども考慮しながら決定を行なう。